

## 業 務 説 明 資 料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

### 1 件名

横浜市新市庁舎屋根付き広場等運営検討業務委託

### 2 履行期限

契約の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

なお、5 業務内容の(1)(2)については平成 29 年 8 月末、(3)については平成 29 年 11 月末までにそれぞれ中間報告を行うこととする。

### 3 履行場所

横浜市内

### 4 業務目的

本業務は、横浜市新市庁舎低層部にまちの賑わいと活力を創出することを目的として設けることとしている、屋根付き広場（アトリウム）、周縁部（北プラザ、南プラザ、水辺広場、橋詰広場、水辺の空間、2 階デッキ）、展示スペース、情報発信機能、市民利用機能、デジタルサイネージ等の各機能（以下、「屋根付き広場等」という。）が、相互に連携し、一体性のある運営を行うための管理・運営制度等の準備・検討の支援を目的とする。

### 5 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。

#### (1) 他事例の調査及び管理運営のあり方の検討

ア 文化芸術等を生かし、都市や施設の特性にあつた運営が行われている他都市の屋根付き広場等の活用・管理運営体制等、事業者募集方法等に関する事例調査（15 件程度）

イ 屋根付き広場等で行うことが望ましいイベント、セレモニーのほか、市民協働による活用の事例を収集、調査し、活用イメージを作成

ウ 屋根付き広場のほか、商業機能、市民協働・共創スペースを含む低層部全体を統括する機能に関する手法の検討。なお、この機能の具体的な例として、低層部全体としての企画調整、低層部での円滑な施設運営、低層部各運営者同士の連携支援等が想定される。

#### (2) 他事例等へのヒアリング

ア (1)アの事例を中心とした運営事業者へのヒアリング（5 件程度）

イ 広場の管理運営に知見を持つ有識者等に対するヒアリングを実施する。（ヒアリングを 2 名に 2 回ずつ行う。）

#### (3) 運営手法等の検討

ア 屋根付き広場の活用イメージイラスト（パースやCG等）の作成（3 枚）

イ 新市庁舎低層部の特性を踏まえた屋根付き広場等における運営手法・体制、管理運営制

度、契約形態（募集要項、業務仕様）の検討

ウ 開業に向けた作業・手続き等の事例収集・課題の洗い出し・整理等

エ 開業後の運営評価手法の事例収集・調査等

(4) 会議等への参加及び報告書等の作成

ア 庁内の会議や説明会等への参加及び資料作成等の補助（会議資料等の作成）

イ 作業にあたっては、月に2回程度の定例の打ち合わせを行いながら進めることとし、各種打ち合わせ、会議等の記録、業務報告書の作成を行う。

6 貸与資料

(1) 横浜市における既往調査等報告書

(2) その他、業務遂行にあたり必要となる資料

7 成果品の提出

成果品の提出については、次のとおりとする。

(1) 報告書(A4版両開きのパイプ式ファイル綴じ) 5部

(2) その他必要と思われる資料

(3) (1)及び(2)の電子データをファイル形式（電子媒体）で記録したもの

(4) 成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とする。

(5) 成果品の納入先は、横浜市総務局管理課とする。

8 その他

(1) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、その取扱いについて、横浜市個人情報に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 受託者は、業務の実施にあたって、必要に応じて、新市庁舎整備に関連して別途発注する各種業務の受注業者と、調整、協力しながら進めること。